

平成27年度国の予算等貸付金債に係る同意又は許可について

1 事業内容

国の予算又は政府関係機関等から地方公共団体に対して貸付けられる貸付金には、中小企業高度化資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等があり、これらを総称して国の予算等貸付金債と呼んでいる。

これら国の予算貸付又は政府関係機関等貸付金は、それぞれ根拠法に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保される仕組みとなっているが、地方公共団体の側からすれば長期の借入金であり、当然、地方債として処理する必要があるが、地方財政法に基づく総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を必要とする。

2 同意等方針

平成27年度地方債同意等基準運用要綱第五の六の2により、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意又は許可を行う。

3 地方債計画及び同意等額

(1) 通常収支分

(単位：億円)

区分		地方債 計画	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	計画残額
計		594	201	282	483	111
内訳	都道府県・ 指定都市分	—	178	281	459	—
	市町村・ 特別区分	—	23	2	25	—

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

(単位：億円)

区分		地方債 計画	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	計画残額
計		20	—	9	9	11
内訳	都道府県・ 指定都市分	—	—	9	9	—
	市町村・ 特別区分	—	—	—	—	—

(参考) 事業区分

(1) 通常収支分

(単位: 億円、%)

	H27 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
中小企業高度化資金貸付金	419	71	260	331	79.0
土地区画整理組合等貸付金	14	5	0	5	35.7
母子父子寡婦福祉資金貸付金	21	20	1	21	100.0
災害援護資金貸付金	2	—	0	0	14.1
都市開発資金貸付金	16	16	—	16	100.0
市街地再開発組合等貸付金	12	11	—	11	91.7
有料道路整備資金貸付金	—	—	—	—	—
埠頭整備等資金貸付金	52	33	17	50	96.2
公害防止資金貸付金	8	5	—	5	62.5
農業災害補償資金貸付金	—	—	—	—	—
木材産業等高度化推進資金貸付金	12	12	—	12	100.0
沿道整備資金貸付金	—	—	—	—	—
沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	1	—	0	0	9.0
農地保有合理化促進対策資金貸付金	—	—	—	—	—
就農支援資金貸付金	—	—	—	—	—
日本政策金融公庫資金貸付金	31	27	4	31	100.0
連続立体交差資金貸付金	1	—	0	0	25.0
都市環境維持・改善事業資金貸付金	2	—	—	—	—
地域商店街活性化高度化資金貸付金	—	—	—	—	—
電線敷設工事資金貸付金	3	—	—	—	—
合計	594	201	282	483	81.3

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 東日本大震災分(復旧・復興事業)

	H27 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
災害援護資金貸付金	20	—	9	9	45.0
合計	20	—	9	9	45.0

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

4 今後のスケジュール

2月29日(月) 同意等予定

平成27年度 国の予算等貸付金債協議等に係る同意等額（第2回定例協議分）

通常収支分

（単位：千円）

	都道府県 指定都市	市町村 特別区	合計
1 北海道	254,900	33,414	288,314
2 青森県	16,800		16,800
3 岩手県	1,308,780		1,308,780
4 宮城県	173,600		173,600
5 秋田県			
6 山形県			
7 福島県	118,000		118,000
8 茨城県	24,006,800		24,006,800
9 栃木県	8,600		8,600
10 群馬県			
11 埼玉県			
12 千葉県			
13 東京都			
14 神奈川県			
15 新潟県			
16 富山県			
17 石川県		57,000	57,000
18 福井県			
19 山梨県	350,000		350,000
20 長野県			
21 岐阜県			
22 静岡県			
23 愛知県			
24 三重県			
25 滋賀県	1,600		1,600
26 京都府		9,300	9,300
27 大阪府			
28 兵庫県		31,400	31,400
29 奈良県			
30 和歌山県			
31 鳥取県			
32 島根県		700	700
33 岡山県			
34 広島県	65,583		65,583
35 山口県	60,000		60,000
36 徳島県			
37 香川県			
38 愛媛県			
39 高知県			
40 福岡県			
41 佐賀県			
42 長崎県			
43 熊本県			
44 大分県			
45 宮崎県			
46 鹿児島県			
47 沖縄県		19,900	19,900
48 札幌市			
49 仙台市			
50 さいたま市	8,520		8,520
51 千葉市			
52 横浜市			
53 川崎市			
54 相模原市			
55 新潟市			
56 静岡市			
57 浜松市			
58 名古屋			
59 東京都			
60 大阪市			
61 堺市	25,000		25,000
62 神戸市	1,652,000		1,652,000
63 岡山市			
64 広島市			
65 北九州			
66 福岡市			
67 熊本市			
68 特別区			
合計	28,050,183	151,714	28,201,897

平成27年度 国の予算等貸付金債協議等に係る同意等額（第2回定例協議分）

東日本大震災分（復旧・復興事業）

（単位：千円）

	都道府県 指定都市	市町村 特別区	合計
1 北海道	356,000 533,307		356,000 533,307
2 青森県			
3 岩手県			
4 宮城県			
5 秋田県			
6 山形県			
7 福島県			
8 茨城県	15,741		15,741
9 栃木県			
10 群馬県			
11 埼玉県			
12 千葉県			
13 東京都			
14 神奈川県			
15 新潟県			
16 富山県			
17 石川県			
18 福井県			
19 山梨県			
20 長野県			
21 岐阜県			
22 静岡県			
23 愛知県			
24 三重県			
25 滋賀県			
26 京都府			
27 大阪府			
28 兵庫県			
29 奈良県			
30 和歌山県			
31 鳥取県			
32 島根県			
33 岡山県			
34 広島県			
35 山口県			
36 徳島県			
37 香川県			
38 愛媛県			
39 高知県			
40 福岡県			
41 佐賀県			
42 長崎県			
43 熊本県			
44 大分県			
45 宮崎県			
46 鹿児島県			
47 沖縄県	15,400		15,400
48 札幌市			
49 仙台市			
50 さ い た ま 市			
51 千葉市			
52 横浜市			
53 川崎市			
54 相 模 原 市			
55 新潟市			
56 静岡市			
57 浜 岡 松 市			
58 名 古 屋 市			
59 京 都 市			
60 大 阪 市			
61 堺 市			
62 神 戸 市			
63 岡 山 市			
64 広 島 市			
65 北 九 州 市			
66 福 岡 市			
67 熊 本 市			
68 特 別 区			
合 計	926,982		926,982

平成27年度 国の予算等貸付金債 第2回定例協議分(団体別貸付金別同意等額①)通常収支分

(単位:千円)

	中小企業高度化資金貸付金			土地区画整理組合等貸付金			母子父子寡婦福祉資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道								15,714	15,714
2 青森県	16,800		16,800						
3 岩手県	1,308,780		1,308,780						
4 宮城県	162,000		162,000						
5 秋田県									
6 山形県									
7 福島県	118,000		118,000						
8 茨城県	24,000,000		24,000,000						
9 栃木県									
10 群馬県									
11 埼玉県									
12 千葉県									
13 東京都									
14 神奈川県									
15 新潟県									
16 富山県									
17 石川県									
18 福井県									
19 山梨県	350,000		350,000						
20 長野県									
21 岐阜県									
22 静岡県									
23 愛知県									
24 三重県									
25 滋賀県							1,600		1,600
26 京都府									
27 大阪府									
28 兵庫県									
29 奈良県									
30 和歌山県									
31 鳥取県									
32 島根県									
33 岡山県									
34 広島県	65,583		65,583						
35 山口県							60,000		60,000
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県									
39 高知県									
40 福岡県									
41 佐賀県									
42 長崎県									
43 熊本県									
44 大分県									
45 宮崎県									
46 鹿児島県									
47 沖縄県					10,900	10,900			
48 札幌市									
49 仙台市									
50 さいたま市									
51 千葉市							7,386		7,386
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市									
59 京都市									
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市									
68 特別区									
計	26,021,163		26,021,163		10,900	10,900	68,986	15,714	84,700

平成27年度 国の予算等貸付金債 第2回定例協議分(団体別貸付金別同意等額②)通常収支分

(単位:千円)

	災害援護資金貸付金			埠頭整備等資金貸付金			沖縄振興開発金融公庫資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道									
2 青森県									
3 岩手県									
4 宮城県	11,600		11,600						
5 秋田県									
6 山形県									
7 福島県									
8 茨城県	6,800		6,800						
9 栃木県	8,600		8,600						
10 群馬県									
11 埼玉県									
12 千葉県									
13 東京都									
14 神奈川県									
15 新潟県									
16 富山県									
17 石川県									
18 福井県									
19 山梨県									
20 長野県									
21 岐阜県									
22 静岡県									
23 愛知県									
24 三重県									
25 滋賀県									
26 京都府									
27 大阪府									
28 兵庫県									
29 奈良県									
30 和歌山県									
31 鳥取県									
32 島根県									
33 岡山県									
34 広島県									
35 山口県									
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県									
39 高知県									
40 福岡県									
41 佐賀県									
42 長崎県									
43 熊本県									
44 大分県									
45 宮崎県									
46 鹿児島県									
47 沖縄県								9,000	9,000
48 札幌市									
49 仙台市									
50 さいたま市									
51 千葉市	1,134		1,134						
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市									
59 京都市									
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市				1,652,000		1,652,000			
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市									
68 特別区									
計	28,134		28,134	1,652,000		1,652,000		9,000	9,000

平成27年度 国の予算等貸付金債 第2回定例協議分(団体別貸付金別同意等額③)通常収支分

(単位:千円)

	日本政策金融公庫資金貸付金			連続立体交差資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道	254,900	17,700	272,600			
2 青森県						
3 岩手県						
4 宮城県						
5 秋田県						
6 山形県						
7 福島県						
8 茨城県						
9 栃木県						
10 群馬県						
11 埼玉県						
12 千葉県						
13 東京都						
14 神奈川県						
15 新潟県						
16 富山県						
17 石川県		57,000	57,000			
18 福井県						
19 山梨県						
20 長野県						
21 岐阜県						
22 静岡県						
23 愛知県						
24 三重県						
25 滋賀県						
26 京都府		9,300	9,300			
27 大阪府						
28 兵庫県		31,400	31,400			
29 奈良県						
30 和歌山県						
31 鳥取県						
32 島根県		700	700			
33 岡山県						
34 広島県						
35 山口県						
36 徳島県						
37 香川県						
38 愛媛県						
39 高知県						
40 福岡県						
41 佐賀県						
42 長崎県						
43 熊本県						
44 大分県						
45 宮崎県						
46 鹿児島県						
47 沖縄県						
48 札幌市						
49 仙台市						
50 さいたま市						
51 千葉市						
52 横浜市						
53 川崎市						
54 相模原市						
55 新潟市						
56 静岡市						
57 浜松市						
58 名古屋市						
59 京都市						
60 大阪市						
61 堺市				25,000		25,000
62 神戸市						
63 岡山市						
64 広島市						
65 北九州市						
66 福岡市						
67 熊本市						
68 特別区						
計	254,900	116,100	371,000	25,000		25,000

平成27年度 国の予算等貸付金債 第2回定例協議分(団体別貸付金別同意等額)
東日本大震災分(復旧・復興事業)

(単位:千円)

	災害援護資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計
1 北海道			
2 青森県			
3 岩手県	356,000		356,000
4 宮城県	533,307		533,307
5 秋田県			
6 山形県			
7 福島県			
8 茨城県	15,741		15,741
9 栃木県			
10 群馬県			
11 埼玉県			
12 千葉県	6,534		6,534
13 東京都			
14 神奈川県			
15 新潟県			
16 富山県			
17 石川県			
18 福井県			
19 山梨県			
20 長野県			
21 岐阜県			
22 静岡県			
23 愛知県			
24 三重県			
25 滋賀県			
26 京都府			
27 大阪府			
28 兵庫県			
29 奈良県			
30 和歌山県			
31 鳥取県			
32 島根県			
33 岡山県			
34 広島県			
35 山口県			
36 徳島県			
37 香川県			
38 愛媛県			
39 高知県			
40 福岡県			
41 佐賀県			
42 長崎県			
43 熊本県			
44 大分県			
45 宮崎県			
46 鹿児島県			
47 沖縄県			
48 札幌市			
49 仙台市	15,400		15,400
50 さいたま市			
51 千葉市			
52 横浜市			
53 川崎市			
54 相模原市			
55 新潟市			
56 静岡市			
57 浜松市			
58 名古屋市			
59 京都市			
60 大阪市			
61 堺市			
62 神戸市			
63 岡山市			
64 広島市			
65 北九州市			
66 福岡市			
67 熊本市			
68 特別区			
計	926,982		926,982

国の予算等貸付金の概要

区分	貸付機関	対象団体	国等から地方公共団体への貸付条件等				地方公共団体からの貸付条件等				
			利率 (年利)	償還期間 (据置期間)	償還方法	貸付割合	貸付対象者	貸付対象費用	貸付割合	利率 (年利)	保証人等
中小企業高度化資金貸付金 転貸	独立行政法人中小企業基盤整備機構	都道府県	無利子 又は 0.80%	20年以内 (5年又は 3年以内)	元金均等(半)年賦	貸付対象事業に応じて、異なる (事業費の64%、72%等)	【高度化融資事業】 中小企業者、事業協同組合、商店街振興組合等	土地、建物、設備等の整備に要する資金	事業費の80%又は90%	無利子 又は 0.65%	担保又は保証人が必要
土地区画整理組合等貸付金 転貸	国土交通省	地方公共団体	無利子	8年以内 (6年以内)	元金均等半年賦	地方公共団体が貸し付ける額の1/2以内	土地区画整理組合、個人施行者、区画整理会社等	土地区画整理事業に要する費用 (事業資金貸付)	事業費の1/2以内	無利子	担保又は保証人が必要
			無利子	25年以内 (10年以内)	元金均等半年賦	地方公共団体が貸し付ける額の1/2以内	保留地管理法人、区画整理会社	保留地の取得に要する費用 (保留地取得資金貸付)	事業費の1/2以内	無利子	担保又は保証人が必要
母子父子寡婦福祉資金貸付金 転貸	厚生労働省	都道府県 指定都市 中核市	無利子	特別会計の剰余金が一定額を超える場合に償還		都道府県等が貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額の2倍相当額	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者、配偶者のない男子で現に児童を扶養している者、配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者等	事業の開始又は継続に必要な資金、児童の就学に必要な資金等	資金の種類に応じて貸付限度額あり	無利子 又は 1.5%	無利子の場合は、保証人が必要
災害援護資金貸付金 転貸	内閣府	都道府県 指定都市	無利子	都道府県:12年(東日本大震災分は15年) 指定都市:11年 (東日本大震災分は14年)	元利均等(半)年賦	都道府県又は指定都市の貸付金額の2/3	災害救助法による救助が行われた災害により以下の被害を受けた世帯の世帯主 ①療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷 ②住居又は家財の被害であって被害額が当該住宅又は家財の価額の概ね1/3以上である損害	当面の生活資金等	負傷又は損害の程度により貸付限度額あり	①通常3% (据置期間中は無利子) ②東日本大震災特別1.5%又は無利子 (据置期間中は無利子)	①通常保証人が必要 ②東日本大震災特別有利子の場合は保証人が不要 (但し、無利子の場合は保証人が必要)
埠頭整備等資金貸付金 転貸	国土交通省	港湾管理者 (地方公共団体)	無利子	20年以内 (3年又は 5年以内)	元金均等半年賦	資金の種類に応じて貸付限度額あり	コンテナ埠頭会社、外資埠頭会社、フェリー埠頭会社等、第3セクターのマリーナ株式会社、港湾運営会社、民間事業者	港湾施設、国際戦略港湾近傍の流通加工機能を持つ倉庫施設の建設又は改良、民有護岸等の改良に要する費用	資金の種類に応じて貸付限度額あり	無利子	
沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	沖縄振興開発金融公庫	沖縄県又は沖縄県内の市町村	0.35% ～ 0.80%	35年以内 (20年以内)	元利均等年賦	限度額なし	【貸付対象費用】 1. 農業基盤整備資金: 農地・牧野の保全若しくは利用上必要な施設の新設、補修、変更又は災害復旧 2. 林業経営育成資金: 森林取得資金融通取扱要綱に定める林業経営改善推進計画に基づく樹木の持分の取得 3. 林業基盤整備資金: 沖縄における人工植栽、天然林改良若しくは森林の育成、保護、保全等 4. 住宅資金: 住宅、公共施設又は利便施設の用に供する土地の造成等				
日本政策金融公庫資金貸付金	株式会社 日本政策金融公庫 (地方公共団体金融機構へ委託)	地方公共団体	無利子 ～ 0.95%	30年以内 (20年以内)	元金均等年賦 又は 元利均等年賦	限度額なし	【貸付対象費用】 1. 公有林造林資金: 人工植栽、天然林改良、森林の保育・保護・保全等の育林、造林用附帯施設の設置又は改良等 2. 公有分収林取得資金: 分収育(造)林契約による樹木の取得に要する費用 3. 公有牧野資金: 公有牧野の造成、改良又は保全及び牧野の管理経営上必要な施設の整備に要する費用				
連続立体交差資金貸付金 転貸	国土交通省	地方公共団体	無利子	20年以内 (5年以内)	均等半年賦償還	地方公共団体が貸し付ける額の1/2以内	踏切道改良促進法第9条に規定する認定立体交差化工事施工者	事業者負担費(全体事業費の約10%)	事業者負担費の1/2以内	無利子	

根拠条文

(1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

1～11（略）

12 総務大臣は、第一項に規定する協議における**総務大臣の同意**並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

- 一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体
- 二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

2～6（略）

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の**総務大臣の許可**並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

(2) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、**第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にする**ものとする。

一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項及び第七条において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 市町村又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）

2 法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分（以下「事業区分」という。）ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 **都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

第三条～第二十条（略）

（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、**第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。**

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、**あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

(3) 平成27年度同意等基準運用要綱（平成27年4月10日総務副大臣通知）（抄）

第五 その他の留意事項

六 国の予算等貸付金債

1 (略)

2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続きと同スケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものであること。